

デジタル田園都市国家構想及び地方創生に関する
都道府県・指定都市担当課長説明会

ふるさと財団の事業について

令和6年1月16日



一般財団法人

地域総合整備財団〈ふるさと財団〉
Japan Foundation For Regional Vitalization

事務局長 牛島 授公

ふるさと財団の概要

ふるさと財団は、活力と魅力ある地域づくりに貢献するため、昭和63年に竹下内閣の「ふるさと創生」の一環で発足（都道府県及び指定都市の全てが出捐する財団法人）

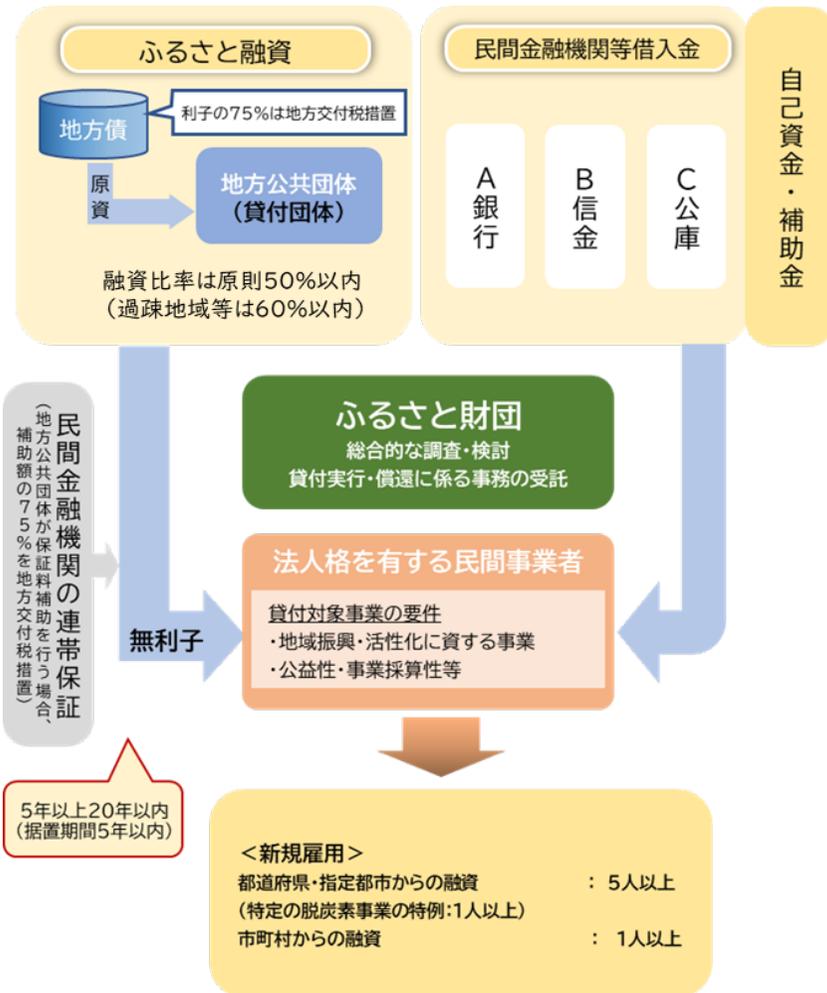
- 人口減少や産業の空洞化等が進行する中、活力と魅力ある地域づくりを進めるには、民間と行政が互いに協力し合うことで、地に足のついた地域活性化に取り組むことがますます重要となっている。



| 民間事業者への支援 | 専門人材を活用した自治体支援 | 公民連携の推進 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ ふるさと融資 (H1～R5年) 事業数 4,092件 融資額 約1兆359億円 雇用創出 約17.2万人○ ふるさとものづくり支援事業 | <ul style="list-style-type: none">○ 地域再生マネージャー事業 地域づくりの専門家の派遣により、全国で494事例 (H16～R5年)の活性化 | <ul style="list-style-type: none">○ 公民連携アドバイザー派遣事業 自治体に987回派遣 (H12～R5年)○ 公民連携による地域課題解決 |

ふるさと融資の概要

地域振興に資する民間投資を支援するために地方公共団体が民間企業等に長期の無利子資金を融資する制度。



自治体にとってのメリット

① 融資対象事業を特定分野に限定していないため、その時々**地域の政策課題に柔軟に対応可能**
⇒ 企業誘致、医療・福祉施設の充実、脱炭素事業の推進等、幅広い分野の民間事業に対する支援に対応可能

② **地域の雇用創出・確保**につながる

⇒ 都道府県及び指定都市の融資案件: 5人以上
市町村(指定都市以外)の融資案件: 1人以上

③ **原資が地方債**であり、一般財源からの支出が不要

⇒ 融資時における一般財源が不要
地方債の利子負担の75%が特別交付税措置

※転貸債のため、事業者に貸し出す元本部分は実質公債費比率に算定されない。

④ **金融機関の連帯保証**により、**貸し倒れのリスクが少ない**



ふるさと融資の変更点

融資比率を35%から**50%**へ(過疎地域は45%から**60%**へ)引き上げ

<従来>

◇事業者の調達資金内訳(イメージ)◇

| | | | |
|-------------------------|------------|------|------------------------|
| 融資対象事業費相当額から補助金を控除した額 A | | | 補助金等 ※補助制度が ある場合 |
| ふるさと融資 B | 民間金融機関等借入金 | 自己資金 | |

融資額 $B \leq A \times 35\%$ (過疎地域等は45%)

<変更後>

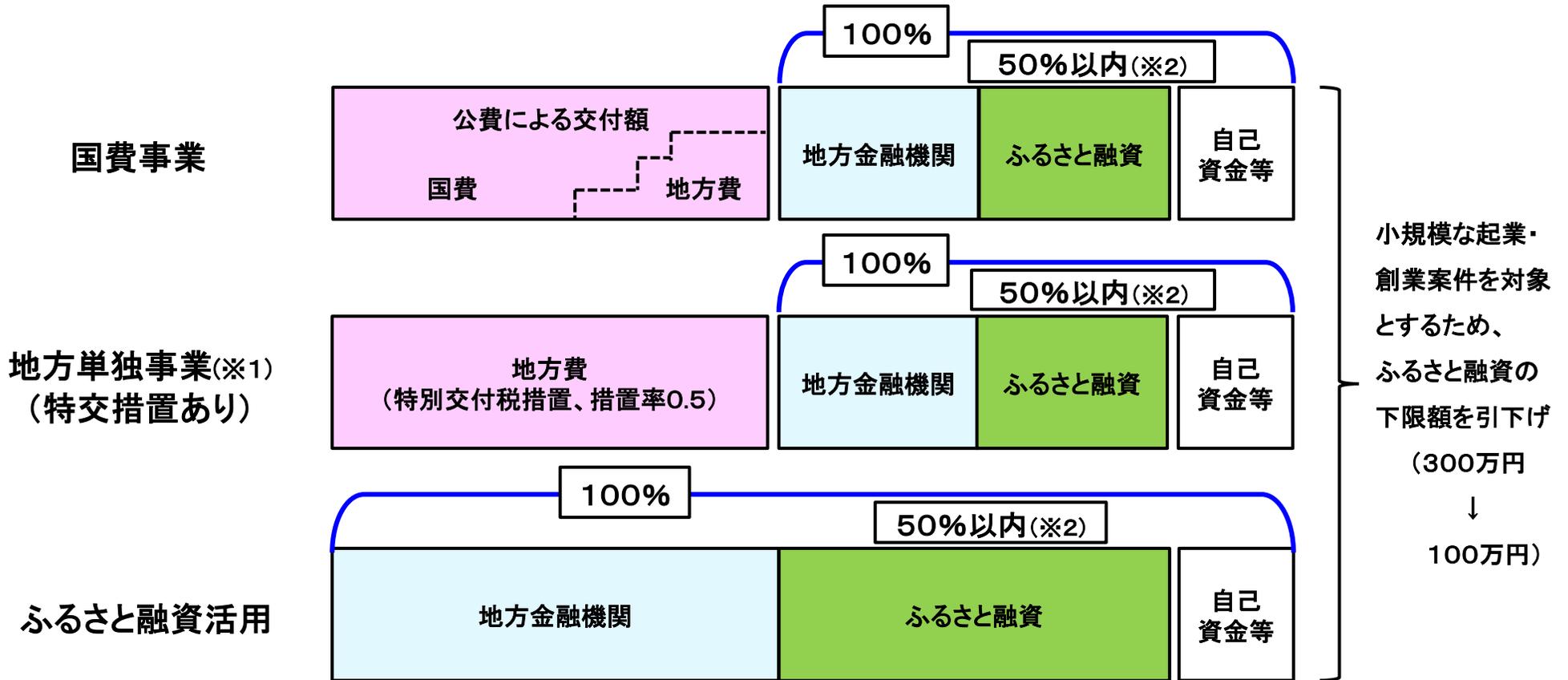
| | | | |
|-------------------------|------------|------|------------------------|
| 融資対象事業費相当額から補助金を控除した額 A | | | 補助金等 ※補助制度が ある場合 |
| ふるさと融資 B | 民間金融機関等借入金 | 自己資金 | |

融資額 $B \leq A \times 50\%$ (過疎地域等は60%)

ローカル10,000プロジェクトとふるさと融資の連携

令和6年度の改正内容

ローカル10,000プロジェクトについて、令和6年度から国費事業の他に、地方単独事業が措置されることに伴い、起業・創業等へのふるさと融資の活用範囲が拡大する。



※1[対象]①地域資源の活用、②公共的な課題の解決、③融資等、④新規事業の要件を満たす事業の創業等に要する経費(施設改修費等への補助)

※2 過疎地域等は「60%以内」

ふるさと融資の事例

冷凍食品加工工場新設事業

貸付団体：山形県米沢市

事業者：(株)佐勇

- ・需要拡大が続く冷凍ピザ製品増産のため、生産効率の高い新工場を建設することで、**新たな雇用機会の創出**に加え**地域産業振興**へも寄与。



- 総事業費
1,486百万円
- ふるさと融資
426百万円
- 新規雇用者
30人

中心市街地商業施設改修事業

貸付団体：岩手県花巻市

事業者：(株)上町家守舎

- ・閉店した百貨店のうち、昭和のレトロな雰囲気
で人気のあった展望大食堂を改修して復活
存続させ、**雇用を確保し中心市街地を活性化**。



- 総事業費
158百万円
- ふるさと融資
66百万円
- 新規雇用者
40人

ふるさと融資の事例

温泉宿泊施設新館増築事業

貸付団体:長崎県雲仙市

事業者:(有)雲仙福田屋

- ・更なる質感向上で、自然、温泉、食の**地域資源**を活かした**観光地域づくり**へとつながる「民芸モダンの宿」別邸を整備。



- 総事業費
417百万円
- ふるさと融資
170百万円
- 新規雇用者
5人

保育園建設事業

貸付団体:新潟県南魚沼市

事業者:社会福祉法人長慶福祉会

- ・住宅増加で保育所が不足していた地域での民営の認可保育所開設。**同市で初めての休日保育**など子育て環境充実の地域ニーズに対応。



- 総事業費
215百万円
- ふるさと融資
34百万円
- 新規雇用者
12人

ものづくり支援事業の概要

地域産業の育成や振興を図るため、新技術や地域資源を活用した新製品・新商品開発に取り組む企業等に対し、市区町村が補助を行う場合に、当該市区町村に対して補助金を交付する。

補助対象

市区町村(指定都市を除く)
※企業等に対しては市区町村からの補助金交付となります。

事業区分

・A～Cタイプ
将来的に事業化、量産化が可能な特徴ある新製品、新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業。事業規模に応じてA～Cを選択。

・Dタイプ
これまでに新製品、新商品開発に取り組み試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化、市場調査、販路開拓等を実施する事業。

補助上限額

Aタイプ:1,000万円 Cタイプ:100万円
Bタイプ:500万円 Dタイプ:200万円

補助率

2/3
(過疎地域・離島地域・特別豪雪地帯は9/10)

ふるさとものづくり支援事業の事例

糸魚川の森林資源を活用した住宅建材 “協同”開発事業(R3年度)

補助団体:新潟県糸魚川市

事業者:糸魚川商工会議所

(緑でつなぐ未来創造会議)

・糸魚川市は県内有数の森林保有自治体である一方で、その資源が活用されないまま放置されているのが現状であった。



・新たな価値創造による森林資源の活用による商品開発を実施。

さつま芋粉の生産コスト削減と販売促進 事業(R3年度)

補助団体:鹿児島県南大隅町

事業者:一般社団法人南大隅ブロンズ就業
支援協議会

・地域の特産品のさつま芋(紅はるか)の規格外品を利用して 製造する「さつま芋パウダー」の製造過程を改善し、コスト削減を図るとともに、さつま芋の特性を生かす製造方法を研究。



・このパウダーの使用で既存の「さつま芋クッキー」の風味が増すとともに、消費者ニーズの高い商品として「さつま芋プリン」を開発。

地域再生マネージャー事業の概要

- 観光、農業、移住・関係人口、まちなか再生など、各分野の外部専門家が市町村に入り込み、その知見・ノウハウを活かして地域再生を支援
- 具体的な成果に結びつくよう、最大3年間にわたり伴走支援
- 取組みの熟度に応じ、「外部専門家短期派遣事業」から「ふるさと再生事業」、「まちなか再生事業」へのステップアップが可能

ふるさと再生事業

- 観光、移住などの地域の再生に取り組む市町村が、専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合の費用の2/3を補助。
- 補助額：700～1000万円以内

まちなか再生事業

- まちなか再生に取り組む市町村が、専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合の費用の2/3を補助。
- 補助額：700～1000万円以内

外部専門家短期派遣事業

- 地域再生に取り組もうとする市町村に対し、外部専門家を派遣し、現地調査で地域課題の抽出や課題解決の方向性を提言。
- 派遣回数：1市町村あたり1回
- 派遣費用：財団が全額負担

地域再生マネージャー事業の事例

ふるさと再生事業

新潟県阿賀町(地域再生マネージャー事業活用)
外部専門家：畦地 履正 氏 ((株)四万十ドラマ)

- ・阿賀町の地域資源である「栗」や「くるみ」の商品化、町内外への情報発信のため、生産者や加工者、販売者などで地域商社を設立。
- ・食材の安定供給のため、**賛同農家と六次産業化に向け、地域を巻き込み、栽培、加工などの体制づくりを実施**。商品開発、商品の販路開拓として、首都圏での催事販売や商談会へ参加。**栗のブランド化**に向けた実行体制を整備した。
- ・地域商社では栽培から加工、販売まで連携する仕組みを担い、地域内の所得向上、地域課題解決の第一歩となる。



甘味豊かな「阿賀栗」



ワークショップの様子

まちなか再生事業

福岡県北九州市

ーリノベーションまちづくりの先進事例(H22年度)

まちなか再生プロデューサー

清水 義次(株式会社アフターヌーンソサエティ)

- ・福岡県北九州市のまちなかでは、既存オフィスビルの老朽化に加え、福岡市への一極集中の影響により、**中小ビルの空室率が上昇**していた。
- ・空室を埋めるため、入居者支援やエリア振興に取り組む人材を「**現代版家守**」として育成・ネットワーク化を図るモデルの検討をH22年度に支援。



リノベ事例(サンリオ小倉ビル)



リノベ事例(ポポラート3番街)

地域再生マネージャー事業の変更点(全体)

(1)「地域再生マネージャー事業」**実施要綱の統一と申請手続の共通化**
⇒それぞれの自治体の課題目的に沿った補助金の交付申請が可能に

(2)**事前相談制度の新設**
⇒事業の内容や目標の検討、申請書の作成を支援

(3)複数自治体による共同事業の**申請方法の変更**
⇒共同申請に際し、同意書は不要に(連名で対応可能に)

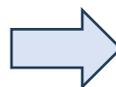
(4)地域再生マネージャーの**専門領域見直し**
⇒地域課題に沿った専門家の選択が可能に
・地域再生マネージャーのリスト外から選定することも可能

地域再生マネージャー事業の変更点(各種事業)

ふるさと再生事業

○補助対象事業の明確化

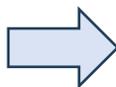
商品開発等



観光振興、関係人口創出等を明記

○補助対象経費の緩和

人件費等を1/2以上とする割合制限あり

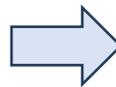


割合制限を撤廃

まちなか再生事業

○補助対象期間の拡大

単年度限りの補助

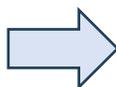


最大3年までを補助対象に

外部専門家短期派遣事業

○補助対象期間の拡大

地域再生マネージャーの中からの選定に限っていた



それ以外の専門家の選定も可能に

公民連携事業の概要

平成11年のPFI法施行以降のPFI事業、その後の公共施設マネジメントなど時代の流れに応じて、地方公共団体に対して、公共施設(ハード分野)に関する公民連携手法のノウハウを提供。
最近では、行政のソフト分野において、デジタル技術等を活用して、課題を抱える地方公共団体と解決策を提供する民間事業者をつなぐ公民連携手法について検討しているところ。

公民連携推進事業

- ◆ 公民連携アドバイザー派遣事業
 - 公民連携手法による公共施設等の整備・管理運営等を推進する地方公共団体に対し、専門家を講師として派遣。
- ◆ 公民連携セミナー
 - 公民連携手法による公共施設等の整備・管理運営等に関する情報提供等を目的としたセミナー。

公民連携の調査研究

- ◆ 調査研究事業
 - PFI事業等を行う地方公共団体の意見交換及び情報共有の場である「自治体PPP/PFI推進センター」の運営。
 - 有識者による研究会を設置し、公民が連携して取り組んでいる地域課題解決の先進事例に関する調査研究の実施。

新たな公民連携の展開

- ◆ 地域イノベーション連携事業
 - 地域課題を抱える地方公共団体とデジタル技術等で解決方法を提供する民間事業者をつなぐ公民連携手法を実証する事業。
 - モデル事業の実施。

公共施設(ハード分野)の整備・管理運営における公民連携

ソフト分野における地域課題解決に向けた公民連携